

特記仕様書

■ 契約約款第 37 条（部分払）の規定により、受注者が部分払を請求することができる指定工事材料等については次の通りとする。

1. 工事現場に搬入済みの工事材料

（１）監督員の検査を受けて使用すべき工事現場に搬入済みの工事材料は、「群馬県土木工事標準仕様書第 2 編第 1 章第 2 節第 6 項に定める表 1-1 の工事材料の内、当該設計図書で使用する工事材料」とする。但し、監督員の検査に合格したものに限る。

表 1－1 指定材料の品質確認一覧

区 分	確 認 材 料 名	摘 要
鋼 材	構造用圧延鋼材	
	プレストレストコンクリート用鋼材 （ポストテンション）	
	鋼製ぐい及び鋼矢板	仮設材は除く
セメント及び 混 和 材	セメント	JIS 製品以外
	混和材料	JIS 製品以外
セ メ ン ト コンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	JIS 製品以外
	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS 製品以外
塗 料	塗料一般	
そ の 他	レディーミクストコンクリート	JIS 製品以外
	アスファルト混合物	事前審査制度の 認定混合物を除く
	場所打ぐい用 レディーミクストコンクリート	JIS 製品以外
	薬液注入材	
	種子・肥料	
	薬剤	
	現場発生品	

（２）監督員の検査を要しない工事現場に搬入済みの工事材料は、「群馬県土木工事標準仕様書第 2 編第 1 章第 2 節第 6 項に定める表 1-1 の工事材料以外の工事材料でその品質が証明できるものの内、当該設計図書で使用する工事材料」とする。

（３）但し、上記（１）（２）の工事材料については、元請業者の所有する材料であること、又は製造等委託した工場から搬入した材料である場合は支払伝票など支払済みであることが証明できる材料とする。

なお、材料単価と労務費等が分離できない市場単価及び見積単価等による工事材料は対象外とする。

2. 製造工場等にある工場製品

当該設計図書において、部分払を請求することができる製造工場等にある工場製品はない。